全国浴場新聞
発行所
全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会
東京都千代田区東神田1－10－2
TEL（862）6241～8
購読料　1部　50円

松竹鉄
品川区大井
TEL（771）7477・9687
工場（781）5472
（782）9189

全浴連、57年度予算で要望

基幹設備に助成実現を

公庫融資の改善、税制改正

全浴連は、通産関係で、五十七年四月一日から施行される「公衆浴場確保法」の施行令を作成するとして、厚生省は、昭和五十七年度予算の概算要求の中で、「公衆浴場確保対策」として、厚生省は、昭和五十七年度予算の概算要求に際し、公衆浴場確保対策をおりこんだ予算要求を行なった。

五十七年度厚生省予算概算

要求に関する陳情

国の保健衛生の維持のために、公衆浴場の確保が、六月五日、厚生省は、昭和五十七年度予算の概算要求に際し、公衆浴場確保対策をおりこんだ予算要求を行なった。

五十七年度厚生省予算概算要求に関する陳情

1. 環境衛生金融公庫の貸付条件の改善
(1)貸付限度額の引き上げ
(2)貸付期間の延長
(3)貸付利率の引き下げ
(4)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の創設
(5)温泉掘削に対する助成
(6)温泉掘削特別融資の拡充
(7)公衆浴場特別融資の拡充
(8)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の創設
(9)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(10)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(11)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(12)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(13)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(14)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(15)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(16)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(17)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(18)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(19)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(20)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(21)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(22)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(23)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(24)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(25)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(26)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(27)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(28)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(29)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(30)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(31)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(32)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(33)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(34)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(35)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(36)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(37)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(38)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(39)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(40)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(41)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(42)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(43)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(44)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(45)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(46)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(47)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充
(48)公衆浴場の建物の耐震補強のための特別融資の拡充

神奈川県入浴料金原価計算表（56・6・1実施）

科目		実績(55年度)	推定	備考
収入	入浴料金収入	944,054	944,054	
	附帯事業収入	132,642	132,642	
	営業外収入	56,680	56,680	
	補助金	22,004	22,004	
	合計	1,155,380	1,155,380	
経費	入件費	488,850	526,198	7.64%推定増
	(事業主)	(174,600)	(187,939)	
	(従業員)	(314,250)	(338,259)	
	用水費	36,766	42,916	16.73%推定増
	燃料費	88,659	93,180	5.10%推定増
	光熱費	46,377	46,377	
	備品消耗品費	30,884	30,884	
	旅費交通費	1,447	1,587	9.70%推定増
	会費及び交際費	20,080	20,080	
	保険料	9,720	9,720	
	賃借料	101,706	101,706	
	修繕費	33,748	33,748	
	厚生費	9,708	9,708	
	減価償却費	70,975	70,975	
	建物再調達費	13,259	13,259	
	公租公課	13,799	13,799	
	支払利子	15,674	15,674	
	特別損失	3,646	3,646	
	雑費	39,084	41,233	5.5%推定増
	附帯事業費	101,065	106,065	
	合計	1,125,447	1,175,755	
資本報酬		56,196	56,196	
附帯事業報酬		31,533	31,533	
総計		1,213,176	1,263,484	
過不足額		△ 56,796	△ 108,104	

公衆浴場入浴料金体系構成方法

1．計算方法

経費合計＋資本報酬＋附帯事業報酬－附帯事業収入－営業外収入－補助金

入浴料金収入

2．所要値上率　9.51%

3．現行料金体系の構成

（入浴者数）

大人	186人× 190円＝	35,340円
中人	20人× 80円＝	1,600円
小人	19人× 50円＝	950円
洗髪	61人× 20円＝	1,220円
計		39,110円

4．改正料金体系の構成

大人	186人× 210円＝	39,060円
中人	20人× 80円＝	1,600円
小人	19人× 50円＝	950円
洗髪	61人× 20円＝	1,220円
		42,830円

5．料金改正後の1日の収入金額

（現行料金での1日の収入金額×所要値上率）

39,110円×9.51＝42,830円

経営の継続はばむ相続税制

中小企業庁が改善報告

中小企業庁は、全国青年会商連合会に参加して、中小企業承継税制問題解決を提起、四年十月以来中小企業承継事業を調査するなかで、このような税制上の問題点のなかにあるべきかについて検討してきたが、この程、開問会（会長）として、次の提言をもって事業継続をわかればならない概要は次のとおりである。

1 近年、中小企業の間から、相続税課税が事業の円滑な承継を妨害しているとの声がきかれるようになっている。その理由としては

①中小企業経営者の高齢化と世代交代の問題

②個人の高齢化を原因とする相続税負担の増大

中小企業の承継問題は、税制上の問題のみならず、経営者の人的資産の問題、社会的信用の問題、金融問題、技術問題、経営ノウハウの問題、販路の問題、等々の所謂経営の問題であるが、これらの問題は、中小企業の経営者が、自分の力で解決しなければならない問題であるが、この中で、税制上の問題としては、相続税の問題が、最も大きな問題であるとの指摘がなされている。

2 相続税は、個人の生涯中に形成された財産に対して、社会に還元するとの理念に基づいて、社会に還元するとの課税原理から成り立っているが、個人に対して、「継続企業」として、次の企業をもって事業経営をわかればならない企業の事業用財産に対しては、特例として法的特例がある。

すなわち、事業用財産は、本来的（公的）がいちじるしく困難な財産財産であり、個人企業が、「本人となっている。その理由として、

①中小企業経営者の高齢化と世代交代の問題

②個人の高齢化を原因とする相続税負担の増大

等々の所謂経営の問題であるが、これらの問題は、中小企業の経営者が、自分の力で解決しなければならない問題であるが、この中で、税制上の問題としては、相続税の問題が、最も大きな問題であるとの指摘がなされている。

2 相続税は、個人の生涯中に形成された財産に対して、社会に還元するとの理念に基づいて、社会に還元するとの課税原理から成り立っているが、個人に対して、「継続企業」として、次の企業をもって事業経営をわかればならない企業の事業用財産に対しては、特例として法的特例がある。

すなわち、事業用財産は、本来的（公的）がいちじるしく困難な財産財産であり、個人企業が、「本人となっている。その理由として、

3 中小企業は、経済社会のなかで重要な役割を果たしており、特に、中小企業の役割は、今後ますます重要であるとされることは、中小企業の役割は、今後ますます重要であるとされることは、中小企業の役割は、今後ますます重要であるとされることは

北海道公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　坂本米雄
札幌市中央区大通西一六ノ二
電話〇一一（61）九三四一

青森県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　工藤東栄
青森市堤町二ノ六ノ九
電話〇一七七（36）三八五三

岩手県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　戸塚孝
盛岡市大沢川原三ノ一ノ二
電話〇一九六（22）三五二八

宮城県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　後藤房雄
仙台市通町一ノ六ノ九
宮城県公衆衛生センター内
電話〇三二一（73）一三〇九

秋田県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　北条俊夫
秋田市千秋矢留町一ノ一九
電話〇一八八（32）五三三一

山形県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　渡部庄治
酒田市相生町一ノ五ノ四四
電話〇一三四（22）四二一四

福島県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　渡辺長吉
福島市新町八ノ三六
電話〇二四五（22）六四七一

茨城県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　内田徳一郎
土浦市東崎町一一ノ二
電話〇二九八（21）〇八八六

栃木県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　金子宗市
宇都宮市清住二ノ二ノ一
電話〇二八六（32）七三三六

埼玉県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　庄野垣吉
浦和市高砂二ノ一ノ五
電話〇四八八（22）五四〇一

群馬県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　堀千代繁
前橋市千代田町一ノ四ノ一〇
電話〇二七二（31）九四一一

千葉県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　高塚留蔵
千葉市長洲二ノ九ノ六
電話〇四七二（22）六二八八

神奈川県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　平田重吉
横浜市南区高根町二ノ一〇
電話〇四五（33）三三四一

山梨県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　三井三千雄
甲府市住吉一ノ八ノ一八
電話〇五五二（32）三九一六
（32）三七二一

暑中お見舞い申し上げます

長野県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　飯田金五
松本市埋橋一ノ五ノ三三
電話〇二六三（32）四二五九

新潟県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　阿部正士
新潟市礎町通り上一ノ丁一九二六
電話〇二五二（22）二九二三

静岡県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　小長井正
静岡市駒形通三ノ二ノ一
電話〇五四二（62）八九三八

愛知県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　鈴木正之
名古屋市中区千代田三ノ九ノ一四
電話〇五二（22）五七三五

岐阜県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　瀬口忠孝一
岐阜市鍵屋西町一ノ七五
電話〇五八二（62）一四五六

三重県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　岩田徳礼
津市広明町三四五ノ五
電話〇五九二（28）四二四〇

石川県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　高木益男
金沢市大手町二ノ二二
電話〇七六二（21）二三七二

富山県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　見浦丈輔
富山市東町三ノ二ノ一七
電話〇七六四（21）三九六八

福井県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　倉橋市太郎
福井市光陽四ノ二〇九
電話〇七七六（22）二七六一

滋賀県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　平田正和
大津市長等一ノ三六
電話〇七七五（23）二三二二

京都府公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　森田実
京都市中京区西ノ京職司町六三
電話〇七五（801）一三〇一

大阪府公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　松島信雄
大阪市天王寺区生玉町五四
電話〇六（768）三一一一二

兵庫県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　藤本勝
神戸市中央区下山手通七ノ一ノ二一
電話〇七八（341）二四七五

奈良県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　中北楳治郎
奈良県北葛城郡香芝町下田東二ノ二ノ一六
電話〇七四五七（7）二六一〇

和歌山県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　播磨真四郎
和歌山市小松原六ノ六ノ二三
電話〇七三四（22）一五〇七

岡山県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　西崎康衛
岡山市表町三ノ一八ノ五二民生会館
電話〇八六二（32）〇九七六

広島県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　下脇涼
広島市中区新天地四ノ五
電話〇八二二（47）〇五八七

山口県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　西田幸久
下関市大坪本町二四ノ一〇
電話〇八三二（23）三七三九

島根県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　石倉茂助
松江市寺町一九七
電話〇八五二（21）二二四六

鳥取県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　石田昇
鳥取市吉方温泉二ノ五一三ノ二
電話〇八五七（33）七二八三

香川県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　木村悦夫
高松市八坂町二ノ二一
電話〇八七八（31）八二七一

愛媛県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　平野儀唱
松山市勝山町二ノ一五五
電話〇八九九（24）四三一三

徳島県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　松岡包一
徳島市南内町一
電話〇八六六（53）〇七五五

高知県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　藤本重徳
高知市汐新町二ノ二九ノ八
電話〇八八八（31）二六七三

福岡県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　前田幸作
福岡市中央区西中洲一一街区一二三号
電話〇九二（761）三六一二

長崎県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　吉田募
長崎市平和町一一七
電話〇九五八（44）五六一五

佐賀県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　本告豊
佐賀市大財三ノ五ノ二三
電話〇九五二（23）五四八七

大分県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　浅野卯之助
大分市豊町二ノ一ノ一六
電話〇九七五（33）〇六一五

熊本県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　伊津野直
熊本市手取本町五ノ六加藤ビル五一号
電話〇九六三（24）一〇八五

宮崎県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　池野忠行
宮崎市別府町二ノ二一
電話〇九八五（28）二一八六

鹿児島県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　内野栄蔵
鹿児島市中央町一三ノ一
電話〇九九二（54）九五一五

沖縄県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　具志栄治
那覇市久茂地三ノ二二ノ四
電話〇九八八（67）五二〇五

全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会

理事長　澤井秀雄
副理事長　鈴木正之
同　坂本米雄
同　松島信雄
同　西田喜一
同　木村悦夫
常務理事　中島利雄
同　水島正一
同　稲垣正栄
同　澁木岩男
同　平田重吉
同　阿部正士
理事　工藤東栄
同　瀬口忠孝一
同　森田実
同　上出英二
同　藤本勝
同　西田幸久
同　浅野卯之助
同　池野忠行
同　庄野垣吉
監事　見浦丈輔
同　西崎康衛

東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ二
電話　〇三（八六六）九八七三

みんなで入ろう、全浴連の火災共済事業

全浴連は、全国の組合員のみなさんのために、相互扶助の精神にもとづく制度として、火災共済の事業を実施しております。制度発足以来、制度内容の改善をはかって、ご加入になったみなさんの利益増進に全力を注いでまいりましたが、おかげさまで全国の組合員のかたがたからたいへんによろこばれ、加入者も日を追って数を増しております。

今後も、各組合のご協力を得ながら加入の増強を推し進め、みなさんのための共済制度として一段と内容の充実をはかっていきたいと存じます。まだご加入なさっていないかたには、制度の趣旨をご理解いただき、ぜひお入りくださるようお願いいたします。

火災共済について、説明会を開きたい、また不明の点などありましたら、全浴連に連絡ください。

この制度のおもな内容を紹介すると、つぎのような仕組みになっております。

全浴連の火災共済

全浴連の火災共済は、同業者の相互扶助を目的として設立されているものです。万一、事故があった場合、火災保険とは、別に見舞金が交付されます。不慮の事故にそなえて、加入されるようお奨めいたします。

▲共済契約限度額三〇〇万円

契約は、五〇万円を単位として、五〇万円、一〇〇万円、一五〇万円、二〇〇万円、二五〇万円、三〇〇万円で、お願いします。

▲共済掛金

一〇万円につき、三〇〇円（いままでは、三八〇円）に下がりました。

契約高	共済掛金
五〇万円……一五〇〇円	
一〇〇万円……三〇〇〇円	
一五〇万円……四五〇〇円	
二〇〇万円……六〇〇〇円	
二五〇万円……七五〇〇円	
三〇〇万円……九〇〇〇円	

▲事業特別基金

新規加入者は事業特別基金一〇〇〇円です。脱退されるとき、返金いたします。

全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会

東京都公衆浴場業環境衛生同業組合

東京都千代田区東神田1-10-2
電話862局6241番（代表）

理事長　澤井秀雄
副理事長　西田喜一
常務理事　中島利雄
同　水島正一
同　稲垣正栄
理事　長谷川昭松
同　渋木岩男
同　近藤利雄
同　川端弥太郎
同　飯島政男
同　高橋元彰
同　市川静麿
同　星野祐治
同　石川保
同　宝田常雄
同　横山光蔵
同　沢井豊二
同　綾部雅紹
同　佐近隆彦
同　小田昭二
同　平松吉弘
同　中納繁雄
同　石川吉弘
同　小林清
同　本間啓嗣
同　米津賢太郎
同　中村誠
同　高波三四郎
同　田中長平
同　大沢武夫
同　高張末松
同　三村武志
同　藤田照明
同　長沼三郎
監事　山崎邦彦
同　瀬崎寿男
同　川上知之
相談役　栃倉晴二
同　小穴隆太郎
同　伊藤嘉平
同　富川源吾
同　村上光雄
同　杉原行栄
同　小林光男
同　河野直次

SYC電化サービス株式会社
代表者　甲賀章夫
墨田区立川二ノ九ノ一〇
電話(631)五五四七(代)

株式会社誠光商会
取締役社長　生田目盛三
東京都北区西ヶ原一ノ五八ノ一三
電話(917)五九五五(代)―七

日東製作株会社
代表取締役　市川人世
東京都葛飾区金町四ノ四ノ一四

目黒製作所
代表　渡辺政雄
東京都中央区泰町一ノ四
電話(252)二七四一

暑中お見舞い申し上げます
謹賀お見舞い申し上げます

株式会社川口鏡店
文京区本駒込四ノ三九ノ四
TEL(92)六二二六
(822)〇二六三

全国浴場新聞
広告取扱店
株式会社　ビーアンドエヌ
東京都中央区京橋三ノ六ノ一四
電話東京(38)三九八五

東京鶴亀温水器株式会社
東京都北区東田端一ノ四ノ一〇
電話(891)〇五八〇―〇三八一

温水ボイラ・浴場設備
松清熱業株式会社
京都市南区東九条西山王町一〇

冠婚、葬祭、仏壇、生花、花環
東都典範株式会社
代表取締役　古屋良一
電話　03(409)―一一四一(代)
(462)―一〇一〇(夜)

時計広告
株式会社　**日本装飾**
東京都中野区中央一ノ三七ノ五
八千代ビル
電話(366)〇六九六

クィーンカミソリ本舗
共進商事株式会社
岐阜県関市保道一ノ五〇

有限会社　**東京錠前製作所**
代表取締役　上野乙蔵
東京都墨田区亀沢一ノ六ノ七
電話(625)一六一六

東部（東日本地区）**公衆浴場用品卸商組合**
組合長　金子清一
事務所　東京都豊島区高田一ノ一五ノ七
電話(971)七七二九

花王石鹸株式会社
本社　〒103　TEL六六五五―六一三一
東京都中央区日本橋茅場町一―一
大阪支社　〒530　TEL五三四―一五〇七
大阪市西区立売堀一―四―一

財団法人　**全国中小企業共済財団**
理事長　松崎健吉
東京都千代田区平河町一ノ四ノ一二
電話(264)一五一一

プラスチック永久腰掛
池島製作所
池島重次郎
大阪市生野区林寺三ノ一五ノ一四
電話〇六(716)六四八九

関東浴場組合工業会

株式会社　大久原鉄工所
板橋区弥生町六八ノ一七
(962)〇四〇五

有限会社　金子鉄工所
江東区東雲五ノ二九ノ一五
(642)〇五二九

有限会社　加藤製作所
墨田区立花一ノ六ノ一〇
(632)四六〇八

有限会社　牛島製作所
豊島区雑司ヶ谷一ノ一〇ノ一五
(982)一五〇九

株式会社　上田製作所
江東区北砂一ノ二ノ一三
(641)六九二六

有限会社　山崎製作所
葛飾区西新小岩三ノ一八ノ一〇
(694)〇二五八

有限会社　山崎鉄工所
北区神谷二ノ二八ノ一二
(901)五九九六

株式会社　富士鉄工所
品川区南中延三ノ六ノ六
(783)三六八九

合資会社　赤木鉄工所
文京区白山一ノ一二ノ一〇
(811)一四九〇

株式会社　佐藤鉄工所
葛飾区金町一ノ八ノ一三
(602)二七一一

株式会社　宮本鉄工所
江東区亀戸一ノ四ノ一五
(683)三五七二

武藤製作所
板橋区常盤台四ノ三五ノ四
(933)二四八五

関根製作所
足立区竹ノ塚居町一ノ六
(896)七五九三

株式会社　霜鳥鉄工所
新宿区西落合一ノ三二ノ六
(362)二九一九

株式会社　川瀬鉄工所
横浜市鶴見区駒岡町七ノ六
(西五)(571)五九〇四

株式会社　馬場鉄工所
練馬区貫井二ノ二ノ一五
(599)三六二一

東浴温水ボイラー株式会社
大田区下丸子一ノ八ノ三
(759)四二五六

有限会社　豊田製作所
江戸川区平井七ノ三七
(618)〇六二九

株式会社　大豊製作所
豊島区池袋本町四ノ一
(983)五四〇〇

加藤製作
北区豊島一ノ一三ノ三
(913)一四六二

丸進鉄工株式会社
板橋区大谷口北町七ノ二
(969)一五五五

有限会社　坂内温水工業
埼玉県蕨市南四ノ七ノ三
(四八二)(81)六四三

目黒製作所
中央区新川二ノ二ノ一〇
(553)五五一三

松竹錠工業株式会社
取締役社長　須和田準之助
東京都品川区大井四ノ一〇ノ六
電話(771)七四七七・九六八七

小川油機工業
埼玉県草加市谷塚仲町一二八
電話〇四八九(25)五二九五

株式会社
共立ポンプ製作所
代表取締役　大野喜一郎
東京都荒川区町屋八ノ三ノ四
電話(803)〇五九八、〇七九二

郵政省弘済会指定商社
全国公衆浴場用名入り鏡専門
旭硝子サンミラー直系特約店
株式会社　**創芸企画**
〒114本社東京都北区滝野川六ノ一〇ノ一〇
TEL〇三(916)七二三六(代)
分室　東京都北区滝野川六ノ八五ノ七
TEL〇三(916)二〇八〇(代)

桜木芸工業株式会社
代表取締役　瀬沼時之助
東京都品川区勝島一ノ三ノ二七
電話(765)三三三一―三

東浴信用組合

東京都千代田区東神田1-10-2
電話862-6241番（代表）

理事長　吉野幹
専務理事　有沢昇
常務理事　砂田義一
同　綾部恵造
同　金山信次
同　酒井秀雄
理事　安岡賢二
同　岸浪清七
同　戸波順
同　森下勇
同　小崎昇治
同　本田三平
同　山本安男
同　岸喜代次
同　臼倉武
同　坂詰吉太郎
同　石田三代吉
同　藤田誠蔵
同　村田祐輔
同　岡崎良松
同　舘鼻忠義
同　荻生清作
同　辻林次郎
同　下野俊宏
同　加藤政夫
同　山本三郎
監事　古田忠夫
同　佐藤次男
同　小林昌逸
同　瀬戸松蔵
顧問　澤井秀雄
同　村上光雄
相談役　鈴木孝三
同　内海長一郎
同　久島幸一

東京浴場国民健康保険組合

東京都千代田区東神田1-10-2
電話862-6241番（代）

理事長　村上光雄
常務理事　西一郎
理事　戸波順
同　梅沢重作
同　三森至
同　渡辺忠三郎
同　荒木長次郎
同　小林粋一
同　菜畠祐雄
同　井藤良一
同　篠田慶作
同　井上嘉寿治
監事　山上徳雄
同　船橋俊平
同　滋田長一郎

広告宣伝の必要性

佐藤俊雄

最近のロールス宣伝は、いつ頃に始まったか、問いあわせの電話、宣伝になりましたが、目明、昌磯に品ぶ出を出されます。底品客さなって、相変宣伝強調、無関心なんでも、「既宣感にのる」昌屋の事件記事が、次々と報れたのに続きました。風呂屋を利用したことがない女性アナウンサーのためか、各側のラジオ放送で、浴室の浴化に感心しながら、彼女自身の認識が改められた、これいや家の小さな風呂には、入っていられませんね」といったことは絶対人に頼ってビールしたなんです。

付近を通行中の通行者が、入浴料掲げが単に付されると、風呂屋はもうジオ力がやってきました。

風呂屋を利用したことがない女性アナウンサーのためか、各側のラジオ放送で、浴室の浴化に感心しながら、彼女自身の認識が改められた、これいや家の小さな風呂には、入っていられませんね」といったことは絶対人に頼ってビールしたなんです。

それなのに、都道府県、宣伝広告費を計算することもなく、今日までさこしまいました、宣伝広告の必要は、風呂屋も例外ではありません。これを言うなら

公衆浴場法改正の今昔

全浴連の願い今みのる

公衆浴場法が誕生した「公衆月日」は、昭和23年7月1日、可決、成立した法案は衆議院の提案のための特別委員会で、同年6月29日、成立した法案は参議院で、翌日、6月30日、成立した。

この公衆浴場法の制定は、二十年前、六月三日、成立した法案は参議院で、翌日、6月30日、成立した。

この法律の目的は、「国民の保健及び衛生の向上に寄与する」ことである。法律の第一条には、公衆浴場法は「国民の保健及び衛生の向上に寄与する」ことを目的とする。

この法律の第一条には、公衆浴場法は「国民の保健及び衛生の向上に寄与する」ことを目的とする。

公衆浴場法は、